

第2次坂戸市緑の基本計画（素案）市民コメントについて

1 募集期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月4日（日）まで

2 意見提出者及び件数

（1）意見提出者 1名（電子申請による提出のみ）

（2）意見件数 2件

3 意見内容とその対応

別紙のとおり

第2次坂戸市緑の基本計画市民コメントで寄せられた意見・提案に対する対応案

《関間在住の市民（70代）》

意見①

P34 2. 将来像（2）水と緑の骨格

[樹林保全エリア]として「城山の樹林地」は、保全が進んでいるが、もう一つの「濃い緑の地区＝樹林保全エリア」（葛川中流成願寺地区、毛呂山町との境界近く）は全く記述がなくなっている。地元住民は、現計画で「水辺と緑の拠点」としての整備を待ち望んでいるが全く進展していない。なぜなのか。堀込には「ふるさとの森一号」が運営されているが、二号以降はどこにつくるのか。計画の継続性や進展があまりにも無責任ではないか。最近、この貴重な森に大規模ソーラー発電の業者が設置にむけての説明会を開きはじめている。住民との約束である本年度まで「緑の基本計画」の「ふるさとの森」整備が進展していない結果、貴重な森がなくなる危機にある。成願寺地区の「ふるさとの森」計画整備を急ぐべきである。

【回答】

素案において葛川中流成願寺地区は濃い緑の「樹林保全エリア」として図示しておりますが、説明文に記述がないとのご指摘を受け、改めて「樹林保全エリア」について再考し、城山の樹林地、葛川中流成願寺地区以外の現計画に図示されている樹林地のうち、規模が大きい樹林地につきましては、濃い緑（樹林保全エリア）に位置付けることといたします。

また、「樹林保全エリア」の凡例説明文を「市内最大の樹林地であるとともに多様な動植物が生息・生育している城山の樹林地のほか、貴重な市内の樹林地の保全に努めます。」に修正いたします。

城山の樹林地（城山の森）はその半分程度を坂戸市が所有し、一定の整備・管理が可能となっておりますが、葛川中流成願寺地区の樹林地は現計画において「水と緑の拠点」としているものの私有地であることから、市による整備等難しい面もございます。

市民緑地制度に基づき設置している市民の森（につきい堀込の森）につきましては、自らの土地を住民に供することを目的に、市が土地所有者から無償で土地を借り受け、協定によりNPO法人が緑地の管理を行っていることから、新たにふるさとの森を設置するためには、土地所有者からの申し出及び管理する団体等が必要であり、現時点での計画予定はございません。

意見②

P36 2. 将来像（4）水と緑のネットワーク

「市民に親しまれている「高麗川ふるさと遊歩道」を適切に維持管理します。また、市内の河川を水辺のネットワークとして位置づけ、関係機関と連携しながら維持管理を行います。」としているが、現計画の高麗川・越辺川を含めた葛川・飯盛川・大谷川・谷地川」の6河川を結びつけるのが「水辺のネットワーク」が本来の構想ではないのか。整備の進んでいる高麗川・越辺川のための記載では、もっとも市として行政施策が必要な小河川の葛川・飯盛川・大谷川・谷治川の整備に責任をとらないことになる。責任をもった計画の継続にもとづく、ネットワーク作りが不可欠ではないのか。根本的に(素案)を改めるべきである。「水辺の散歩道」を現計画にそって6河川で整備すべきである。

【回答】

現計画において、葛川・飯盛川・大谷川・谷治川は、散歩等で利用される方がいるため、散歩道として位置づけておりましたが、新計画においては、これらの河川の通路は管理用通路であることを踏まえ、散歩道としての位置づけを行いません。ただし、いずれも重要なエリアと捉えていることから、「水辺と緑のエリア」と位置づけ、草刈り等をはじめ適切な環境の維持に努めてまいります。